省　令

○法務省令第三十九号

学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）の施行に伴い、及び出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六条第三項第五号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

法務大臣　三好　雅子

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（上陸の申請） **第五条**　［1～10　略］ 11　法第六条第三項第五号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。 ［一～三　略］ 四　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十三条（同規則第百八条第二項において準用する場合を含む。）、第百二十八条若しくは第百七十四条に規定する教育課程（高等学校、特別支援学校若しくは高等専門学校の専攻科若しくは別科又は専修学校の高等課程にあつては、これに相当するもの）として実施される本邦外の地域に赴く旅行に参加する本邦の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は専修学校の高等課程（以下この号において「学校」という。）の生徒又は学生であつて、次のイからトまでに掲げる学校の区分に応じそれぞれ当該イからトまでに定める者から法務大臣に対して当該学校の長が身元保証を行う旨の通知をしたもの イ　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する学校　当該国立大学法人の学長又は理事長 ［ロ～ト　略］	（上陸の申請） **第五条**　［1～10　同上］ 11　法第六条第三項第五号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。 ［一～三　同上］ 四　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十三条（同規則第百八条第二項において準用する場合を含む。）、第百二十八条若しくは第百七十四条に規定する教育課程（高等学校、特別支援学校若しくは高等専門学校の専攻科若しくは別科又は専修学校の高等課程にあつては、これに相当するもの）として実施される本邦外の地域に赴く旅行に参加する本邦の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は専修学校の高等課程（以下この号において「学校」という。）の生徒又は学生であつて、次のイからトまでに掲げる学校の区分に応じそれぞれ当該イからトまでに定める者から法務大臣に対して当該学校の長が身元保証を行う旨の通知をしたもの イ　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する学校　当該国立大学法人の学長 ［ロ～ト　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第一項の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
附　則 （施行期日） 1　この省令は、公布の日から施行する。 （新型コロナウイルス感染症に係る経営事項審査の受審の特例） 2　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であつて、事業年度が令和元年十月二十九日から令和二年六月三十日までの間に終了するものについての令和三年一月三十一日までの間における第十八条の二の規定の適用については、同条中「同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の一年七月前の日」とあるのは、「平成三十年十月二十九日」とする。	**附　則** この省令は、公布の日から施行する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年五月二十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一六―四―二七

人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。